

## 9月10日本会議再開（第3日目）

### 1. 出席議員 13名

1番議員	中嶋登君	8番議員	玉川清史君
2 "	大日向進也君	9 "	山城峻一君
3 "	塚田舞君	10 "	柰津明子君
4 "	水出康成君	11 "	朝倉国勝君
5 "	宮入健誠君	12 "	滝沢幸映君
6 "	中村忠靖君	13 "	大森茂彦君
7 "	星哲夫君		

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	臼井洋一君
教育長	塚田常昭君
総務課長	竹内祐一君
企画政策課長	長崎麻子君
会計管理者	竹内優子君
住民環境課長	山下昌律君
福祉健康課長	鳴海聡子君
商工農林課長	北村一朗君
建設課長	高橋卓也君
教育文化課長	細田美香君
収納対策推進幹	北沢明君
まち創生推進室長	小河原秀昭君
D X推進室長	瀬下幸二君
総務課長補佐	宮下佑耶君
総務係長	宮嶋和博君
総務課長補佐	宮原卓君
財政係長	川島徳夫君
企画政策課長補佐	橋本直紀君
企画調整係長	
保健センター所長	
子ども支援室長	

### 4. 職務のため出席した者

議会事務局長	大橋勉君
議会書記	井上敬子君

### 5. 開 議 午前9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) ヤングケアラー支援について 塚 田 舞 議員

(2) 熱中症対策についてほか 宮 入 健 誠 議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（中嶋君）** 最初に、3番 塚田 舞議員の質問を許します。

**3番（塚田さん）** おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

2025年は、全ての団塊の世代が後期高齢者となる年であり、これに伴う介護需要の急増は、家庭や職場、地域社会など、あらゆる分野へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

国では、2030年には家族を介護する人が833万人に達し、そのうち約4割が仕事をしながら介護を担うビジネスケアラーとなると推計しており、経済的な損失額は9兆円を超えるとも言われています。

このように、介護需要の急増は誰もがケアラーとなり得る社会を現実のものとしており、家庭や地域における介護の負担は、今後ますます大きな社会課題となっていくことが予想されます。そして、その中には大人のケアラーだけではなく、家庭の事情により子どもが介護や世話を担わざるを得ないヤングケアラーも含まれています。

近年、子どもたちの生活をめぐる環境の中でヤングケアラーという課題が社会的に注目を集め始めています。本来学びや遊びに時間を使うべき子どもたちが、家族の介護や世話を日常的に担い、学習や進学、友人関係に影響を受けているという現実があります。特に2025年問題のただ中にある今、介護や支援を必要とする高齢者が増加し、家庭での介護負担がさらに高まることが見込まれています。

こうした状況は、坂城町においても例外ではなく、ヤングケアラーが存在する可能性は十分に考えられます。しかし、その存在は周囲から気づかれにくく、子どもたち自身も声を上げづらいという特徴があり、行政としての積極的な関わりが求められる課題です。

本日は、この問題について、町の現状の把握、町や学校における認識、そして今後の支援の

方向性について伺ってまいります。

ヤングケアラーとは、18歳未満で家族の介護や世話を日常的に担っている子どもを指します。国が初めてヤングケアラーに関する全国調査を行ったのは2021年4月です。その結果によると、家族の世話をしていると回答した小学生は15人に1人にあたる6.5%、中学2年生では約17人に1人にあたる5.7%、全日制高校2年生では約24人に1人に当たる4.1%が家族の世話をしていると答えています。つまり、どの学校にも一定数のヤングケアラーがいる規模だということです。

世話を必要としている家族としては、兄弟が最も多く71%、次いで母親が19.8%でした。また、ケアの頻度については、ほぼ毎日が4割強で、平日1日当たりの平均ケア時間は4時間、さらに約1割の子どもが7時間以上と答えています。これは、学校に通いながら大人と同じような介護や世話を日常的に担っている子どもが決して少なくないことを示しています。

この調査結果は、ヤングケアラーはどこにでも一定割合で存在するという認識を社会に広める大きな契機となりました。

続いて、長野県が2022年に実施したヤングケアラー実態調査に目を向けますと、全国調査よりも高く、小学生の11.6%、中学生の6.3%が家族の世話をしていると回答しており、全国調査と同様に決して少なくない割合であることを示しています。

調査報告には、学校から帰ると祖父母の介護で宿題ができない、親が病気がちで弟の送り迎えを毎日しているなどといった声が記されており、子どもたちの時間や学びが犠牲になっている実態が浮かび上がっています。

坂城町に置き換えてみますと、小中学生の総数がおよそ1千人、県の割合を当てはめても十数人規模のヤングケアラーが存在する可能性があります。これは統計上の話ではなく、町内の学校に通う子どもたちの中に、既にこうした状況に置かれている子どもがいることを意味します。さらに、子どもたち自身が声を上げることは難しく、周囲から気づかれにくい存在であるため、潜在的にさらに多くの子どもがヤングケアラーである可能性も否定できません。

加えて、2025年問題に触れたいと思います。2022年から団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり始め、2023年の要介護・要支援認定者数は全国で710万人と、前年度の696万人から、僅か1年で14万人増加しました。

後期高齢者になると、1人当たりの医療費や介護費は急増します。こうしたことから、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年は、介護・医療の需要がこれまでにない水準に達すると見込まれています。

さらに、介護人材の不足や社会的な支援の限界により家庭での介護負担が増大し、その結果、子どもへの負担が及ぶリスクも高まります。長野県においても、要介護・要支援者認定数の割

合は増加傾向にあり、坂城町も例外ではありません。

このように、ヤングケアラーの問題は、子どもや教育現場の課題であると同時に社会全体の課題と切り離せないテーマです。このような背景を踏まえて、坂城町におけるヤングケアラーの現状と今後の対応について伺います。

ヤングケアラーは、定義上18歳未満を指しますが、坂城町の場合、直接関わるのは主に小中学生になります。そのため、今回は小中学生を中心とした視点で伺います。

#### イ. 町の現状について

ヤングケアラーの支援を考える上で、まず大切なのは、実態をどれだけ町として把握できているのかという点です。実態が見えなければ必要な支援も打ち出せません。そこで、一つ目として、2022年に長野県が実施したヤングケアラー実態調査における坂城町の現状及びその結果を町としてどのように受け止めているのかお聞きします。

次に、二つ目として、町として学校の現場を通じてヤングケアラーをどのように把握しているのかについてお聞きします。

#### ロ. 認識について

ヤングケアラーは、見えにくい存在であると指摘されています。町や学校、関係機関における認識の広がりがないとすれば、子どもたちが抱える困難は表面化しません。町としてこの課題をどのように共有し、周知や啓発を進めているのかお聞きします。

#### ハ. 今後について

ヤングケアラーの支援においては、まず気づきや発見の体制を整えることが不可欠です。そして、発見された後にどのような支援につなげていくのかも重要な課題となります。

そこで、一つ目として発見・気づきの体制を町としてどのように構築していくのかについてお聞きします。

次に、二つ目として、発見後の支援につなげる仕組みを町としてどのように整備していくのかお聞きします。

**町長（山村君）** ただいまヤングケアラーにつきまして、塚田議員さんからイ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは、全般的に町としてのヤングケアラーの把握方法と支援につながる仕組みについてお答え申し上げまして、そのほかにつきましては子ども支援室長より答弁いたします。

まず、ヤングケアラーにつきましては、これまでも国や地方公共団体などでそれぞれ支援体制の強化等の対策を進めてきておりましたが、支援についての明確な根拠規定がありませんでした。

そうしたことから、昨年6月に施行されました改正子ども・若者育成支援推進法におきまして、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者に

対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うよう努める」と定められ、いわゆるヤングケアラーへの支援等が規定されたところであります。

子どもが家族の一員として行う家族へのケアや手伝いの範囲は、子どもの年齢や成熟度のほか、時代・文化・地域などによっても異なりますが、先ほど申し上げましたヤングケアラーの定義中の過度にとは、子どもが家族の介護そのほかの日常生活上の世話をを行うことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に至っている場合、すなわち、子どもにおいて、子どもとしての健やかな成長に必要な遊びや勉強の時間を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものであります。

子どもの年齢や成熟度に合った家族へのケアなどは、子どもの思いやりや責任感を育むことから、大人へと成長するための大切なプロセスの一つであると考えられますが、一方で、子どもの年齢や成長に見合わない重過ぎる責任や過度な負担を抱える子どもは、勉強に取り組むことや友達と遊ぶこと、文化芸術活動や行事へ参加することなど、子どもらしい情緒的な関わりができず、学習面での遅れなどによる進学や就職への影響のみだけでなく、家族のケアが長期化することで自立が遅くなるなど、子どもの将来にわたっての影響が懸念される場所であります。

町としてのヤングケアラーの把握方法についてのご質問であります。ヤングケアラーは、家庭内におけるデリケートな問題であることからなかなか表面化しにくく、また本人や家族に自覚がないこともあり、自らサポートを求めることは難しいとされていることから、現在、町では、子どもたちと関わることが多い学校等において、教職員やスクールカウンセラーなどの専門職がヤングケアラーも含めた総合的な視点を持ち、個別面談や子どもの生活面、学習面での変化などから早期に発見できるよう状況把握に努めている場所であります。

続きまして、ヤングケアラーの支援につながる仕組みといたしましては、町子育て支援センターがヤングケアラーの支援相談先と位置づけられていることから、学校や保育園などから関連した情報が、まず子育て支援センターに寄せられることになっております。子育て支援センターでは、必要に応じて保護者や児童生徒との面談などにより事実確認を行い、支援の仕方を検討していくということとなります。

ヤングケアラーは、「家族の介護その他の日常の世話を過度に行っていると認められる子ども」と定義されていることから、子ども本人というよりも、家族の病気のケアや障がいがある家族のケアなど福祉部門や介護部門、保健部門等が行う支援との連携が不可欠となります。そのため、支援にあたっては、家族の置かれた状況を整理し、日頃から関係機関と連絡を取り、必要に応じて速やかに適切な関係機関につなげることができるよう支援体制の構築を図ってい

るところであります。

先ほど申し上げましたとおり、ヤングケアラーが直面する問題としまして、勉強の時間が取れないなど学業への影響や友人などとのコミュニケーションを取れる時間が少なくなるなどの友人関係の影響などが懸念されております。

町といたしましては、今後とも全ての子どもたちが心身ともに成長し、充実した人生を歩んでいかれるよう、日頃から子どもが置かれている状況把握に努めるとともに、子ども自身がSOSの発信や相談ができるよう、ヤングケアラーについての普及啓発を図ってまいりたいと考えているところであります。

**子ども支援室長（橋本君）** ヤングケアラー支援についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ．町の現状について、2022年に長野県が実施したヤングケアラー実態調査における坂城町の状況及びその結果に対する町の受け止めについてですが、最初に、この調査の概要といたしましては、県内の児童生徒における家族の世話の状況や、それに伴う日常生活への支障、支援のニーズ等を把握し、ヤングケアラーの早期把握と支援策の検討資料とすることを目的として行われた無記名式のウェブ環境でのアンケート調査でありまして、小学5、6年生及び中学生、大学・短期大学生約10万9千人を対象として行われ、約7万8千人から回答があったものであります。

調査結果における町内の主な状況といたしましては、まず小学生につきまして、世話をしている家族がいると回答した児童は10.4%と県全体の調査結果であります11.6%よりも低い結果となりました。また、世話をしていることによる家や学校生活に対する影響につきましては、特にないと回答した児童が最も多く、68.2%との結果となりました。

また、家族の世話をしていると答えた児童のうち、自分がヤングケアラーであると自覚しているかとの調査におきましては、4.5%が当てはまると回答しており、ヤングケアラーの認知度につきましては、68.2%が聞いたことがない、4.5%が聞いたこともあり、内容も知っているとは回答しております。

続いて、町内の中学生についての調査結果の主な状況といたしましては、世話をしている家族がいると回答した生徒は4.8%と、県全体の調査結果であります6.3%よりも低い結果となりました。また、世話をしていることによる家や学校生活に対する影響につきましては、無回答とした生徒が最も多く47.1%、次いで自分の時間が取れない、特にないと回答した生徒がそれぞれ17.6%との結果となりました。

自分がヤングケアラーであると自覚しているかとの調査におきましては、2.0%が当てはまると回答しており、ヤングケアラーの認知度につきましては、38.5%が聞いたことがない、37.9%が聞いたこともあり、内容も知っているとは回答しております。

それら実態調査の結果に対する町の受け止めといたしましては、当該調査が無記名のウェブ

環境で行われたということもあり、質問や回答に関し、ヤングケアラーについて子どもたちの認識の正確性がどれほどあったかという課題はありますが、世話をしている家族がいると回答した子どもが一定数いた状況につきましては、現状として認識する必要があるものと考えております。また、世話をしていることによる家や学校生活に対する影響につきましては、町内の小学生では特にないとの回答が最も多い結果ではありましたが、学校を休んでしまうや友達と遊ぶことができないとの回答もあり、町内の中学生でも自分の時間が取れないや睡眠が十分に取れないとの回答が僅かながらあったことは、そうした子どもに対して、生活のあらゆる面で課題や困難を抱え込まないよう、適切な対応を行う必要性を感じているところであります。

また、ヤングケアラーであることの自覚につながるヤングケアラーの認知度につきましては、学校を通じた啓発チラシの配布などにより、町内の中学生全体で約4割が内容も含め認知しているということで、県全体の結果よりも10ポイント以上高い結果となっておりますが、一方で、聞いたことがないとの回答も約4割あったことから、ヤングケアラーについての周知や啓発は引き続き行っていく必要があると受け止めているところであります。

続いて、ロ．認識についての周知・啓発の取組についてですが、町としての周知・啓発の具体的な取組といたしましては、町内小中学校の児童・生徒に対し、ヤングケアラーの内容と相談先を掲載したチラシを各学校を通じて配布したほか、町子ども・子育て支援事業計画策定の際の、小中学生本人に対するニーズ調査の中でもヤングケアラーの認知度を聞く設問に合わせてヤングケアラーとはどのようなものかという解説も併せて掲載したところであります。

また、先生方に対しましても、職員会等で校長からの指示伝達や生徒指導主事からの注意喚起の実施、また、文部科学省や長野県教育委員会からの調査結果について、教員間での情報共有のほか、町教育委員会においても町内小中学校の校長会や教頭会、幼稚園・保育園の園長会において、ヤングケアラーの把握について改めて各学校に依頼し、意識の向上を図っているところであります。

また、さかきふれあい大学長野大学坂城町講座の中でヤングケアラーに関する講座を開催し、学校などの専門職だけでなく、広く地域住民を対象として普及啓発を図ったところであります。

さらに、今年12月に開催を予定しています「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民会議」におきましては、坂城小学校の児童による人権学習発表に加え、講師に美容師で障がいのあるご両親を支えてこられた高橋美江さんをお迎えし、「わたしのヤングケアラー」と題し、高橋さんの実体験を踏まえたヤングケアラーについての講演会を実施し、広く町民にヤングケアラーについての普及啓発を図っていくこととしております。

続きまして、発見・気づきの体制の構築についてですが、町内小中学校では担任をはじめとした教職員が、子どもの遅刻・早退・欠席の状況や宿題などの提出物の遅れ、また子どもの服装や生活リズム等の子どもの変化への気づきからヤングケアラーに当てはまる子どもの把握が

できるなど、日頃からの見守りにより、子どもの置かれている生活実態の把握に努めているところでもあります。また、スクールカウンセラーや教育・心理カウンセラーによる児童生徒との面談において、子どもの困り事や気持ちの変化を聞き取ることで、生活実態を把握したり、教育コーディネーターによる教育相談などから、気になる子どもについての情報を把握するなど、早期発見へとつないでいるところでもあります。

また、保育園におきましても、子どもの様子や発する言動に耳を傾け、子どもの生活に変化がないかを常に心がけ、保育にあたっております。

さらに、子どもや保護者の総合的な支援機関であります子育て支援センターにおきましても、直接の相談はもとより、町福祉部局や保健部局、社会福祉協議会など関係機関との連携や民生児童委員さんの協力などにより、総合的に子どもを取り巻く家庭環境等の把握に努めているところでもあります。

また、子ども自身が自分の置かれている状況がヤングケアラーかもしれないと気づき相談できるよう、学校を通じたチラシの配布等により周知し、早期発見につなげる手だてとしているところでもあります。

今後も、子育て支援センターや小中学校を中心に、関係機関との連携に努めるとともに、子どもを含む町民や地域への啓発に努め、ヤングケアラーと言われる子どもたちの状況把握と状況の改善に向け、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**3番（塚田さん）** 答弁いただきました。ここで、2点再質問いたします。

発見・気づきの体制についてご答弁いただきましたが、町としては誰が最初に気づき、どこに相談し、どう支援につなげるか、この流れを具体的に示すことが必要だと考えます。また、支援の仕組みとしては、既存の窓口を活用するだけでなく、ヤングケアラー専用の相談窓口を設けるなど、工夫も考えられるのではないのでしょうか。

以上の点についてお願いいたします。

**子ども支援室長（橋本君）** 再質問にお答えいたします。

まず、誰が最初に気づき、どこに相談し、どう支援につなげるかを具体的に示すことについてであります。ヤングケアラーの支援につきましても、早期の把握が最も重要であると考えております。子どもに一番近い教職員や保育士が子どもの異変に気づくことがヤングケアラーを支援する第一歩となるため、引き続き、その早期把握について、学校現場や保育現場において、教職員や保育士への意識の向上に向けた取組に加え、子ども自身と保護者への周知としましては、相談先を含めたヤングケアラーに関するチラシの配布を行い、子育て支援センターを中心に関係機関と連携して支援につなげてまいりたいと考えております。

続いて、ヤングケアラー専用の相談窓口を設けてはとのご提案であります。町といたしましては、ヤングケアラーについての悩みを含め、子どもたちが悩みや不安を1人で抱え込むこ

とがないよう、まずはどこに相談したらよいか分かることが最も重要であると考えており、子どもに関する総合的相談窓口を町子育て支援センターと位置づけ、町ホームページをはじめ学校だよりや学年・学級だよりなどで周知を図っているところであり、今後も引き続き周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

一方で、悩みの種別に応じた専用の相談窓口については、総合的な相談窓口よりも明確で相談しやすいといった特徴もあると考えられることから、県で行っているヤングケアラーの専用相談窓口などの周知も検討していきたいと考えております。

**3番（塚田さん）** ただいま、再質問に対してご答弁いただきました。ヤングケアラーの支援は、制度を整えるだけでは十分ではなく、実際に子どもや家庭にとって使いやすい仕組みであることが何より重要です。誰が最初に気づき、どこへ相談し、どのような支援につなげるのか、その流れを町として明確にさせていただくことが、現場で子どもたちを支える先生方や地域の大人たちにとって大きな安心につながります。

また、既存の窓口に加え、気軽にアクセスできる仕組みや子ども自身が声を上げやすい環境づくりも検討いただきたいと考えます。こうした取組を一つ一つ積み重ねていくことで潜在的なヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援へとつなげることが可能になると考えます。

ヤングケアラーは、特別な一部の子どもの問題ではなく、どこにでも一定割合で存在すると認識されつつあります。一人一人の子どもが安心して学び、将来に希望を持てるようにするためには、早期の発見と適切な支援の仕組みづくりが欠かせません。坂城町においても、教育や福祉の枠を超えて関係機関が連携し、子どもたちを守り、必要な支援につなげることを期待します。

以上で私の質問を終わります。

**議長（中嶋君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時28分～再開 午前 9時38分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、5番 宮入健誠議員の質問を許します。

**5番（宮入君）** おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

6月の定例会が終わり、7月に入りますと参議院選挙、アメリカとの関税交渉と慌ただしい日々が続く、特に関税問題については、アメリカへの輸出関連が多い町内企業においては、業績の見直しの必要性に迫られております。

さて、昨年と同様に暑い夏を迎えるに際し、企業においては2025年6月、昨今の気温上昇から命を守るために、WBGT値（暑さ指数）に基づく職場における熱中症対策が義務化されました。気温だけでなく、湿度や輻射熱から算出されるWBGT値がこれからの職場の安全

を守る指数となります。

そして、7月も後半になりますと、連日のようにニュース等にて気候異変と題して国内各地の最高気温について報道がなされ始め、40度を超える表現として、酷暑との言葉も頻繁に使われるようになりました。主な内容として、7月31日付の信濃毎日新聞には、兵庫県丹波市において7月30日に41.2度を観測し、長野市は11日連続の猛暑日を記録、隣接する上田市においては、熱中症の疑いで86歳の男性がお亡くなりになったと報じました。

さらに、1週間後の8月6日付の信濃毎日新聞には、8月5日に群馬県伊勢崎市で41.8度を計測し、国内最高記録を更新したと報じました。なお、この日は全国914の観測地点のうち、最高気温35度以上の猛暑日は280を超え、地点として史上最高となったのは25地点であったと報じました。

また、7月31日付の信濃毎日新聞は、7月30日にカムチャッカ半島付近にてマグニチュード8.7の地震が発生し、遠く1,500キロ先からの津波に対して、気象庁は太平洋側を中心に北海道から岡山県に至るまでの広範囲にて津波警報を発表した。津波に対する避難は、2011年3月11日の東日本大震災での教訓が生かされ、高台への避難は迅速に行われた一方で、猛暑下において避難所における熱中症対策として、空調設備等に対する課題が浮き彫りになったと報じました。

そのような状況下、7月25日に坂城町農業委員会において、農林水産省技術普及課の監修により「熱中症対策研修テキスト」が配布され、熱中症の危険性として、死亡事故と救急搬送が増加傾向にあること、さらに熱中症による後遺症について、農業における熱中症に関するデータ、農作業中の熱中症対策、熱中症になったときの応急処置、熱中症になりやすい人の特徴に至るまで、事細かく説明が書かれておりました。私自身も農作業を行う身として、改めて熱中症に対する注意を深めました。

また、今回の一般質問に熱中症に対する質問を行う上で、千曲坂城消防本部に協力をお願いして、熱中症における救急搬送に関する件数等について、ここ2年、直近3か月の資料を頂きましたので、この場にて説明したいと思います。

熱中症における救急搬送の状況について、以下申し上げる数値はいずれも速報値でございます。

1. 救急搬送件数。令和6年6月6件、うち坂城2件。7月17件、坂城2件。8月23件、坂城4件、計46件、坂城が8件。令和7年6月12件、うち坂城5件。7月28件、坂城5件、8月21件、坂城3件、計61件、うち坂城13件であります。

男女の構成比として、令和6年男性34人、女性12人。令和7年男性34人、女性27人。年齢区分としましては、令和6年は乳幼児が1名、少年が3名、成人が18名、高齢者が24名。令和7年は少年が8名、成人が18名、高齢者が35名です。

重症度につきまして、令和6年は重症1名、中等症15名、軽症30名。令和7年は重症1名、中等症15名、軽症45名であります。

最後に、熱中症の発生時間帯ですが、令和6年は零時から6時まで1名、坂城ゼロ。6時から12時まで13名、坂城5名。12時から18時まで24名、坂城2名。18時から24時まで8名、坂城1名。令和7年は、零時から6時まで1名、坂城ゼロ。6時から12時14名、坂城2名、12時から18時32名、坂城8名。18時から24時、坂城3名。

熱中症とは、暑い環境にいて体温が上昇し、重要な臓器が高温にさらされることにより起きる障がい総称とされております。以上のことから、ここからは命にも関わる熱中症に関する一般質問をいたします。

1. 熱中症対策について

イ. 住民への対策について

- 1、熱中症と思われる主な症状は。
- 2、緊急搬送を要請する目安は。
- 3、現在取り組んでいる施策は。

ロ. 学校（小・中学校）での対策について。

- 1、6月から8月までの月別の熱中症の状況とその主な要因について。
- 2、本年度から新たに取り組んでいる対策について。
- 3、緊急時に避難所として指定されている体育館への冷暖房装置の研究状況は。

2につきましては、冒頭に農林水産省の監修によります「熱中症対策研修テキスト」についてお話をしましたが、学校向けとして、今年度は文部科学省からの対策テキスト等の配布はなされているのかの確認もお願いしたいと思います。

また、3につきましては、昨年9月の第3回定例会において、同僚議員から熱中症アラートに関する質問が取り上げられ、以下の内容の答弁をいただいております。「小中学校の体育館につきましては、学校活動だけでなく、社会開放によりスポーツや地域コミュニティーの場でもありますので、気温上昇の続く中、児童生徒や地域利用者の熱中症の予防と安全を確保する観点から、冷暖房の設置は望ましいものと認識しております。しかしながら、ご指摘のとおり、体育館に冷房設備を設置するためには、設備費用だけでなく、電気料金などランニングコストを含め、多額の経費が見込まれます。また、体育館への冷房設備導入にあたっては、冷房効果の面において既存体育館建物が十分な断熱性能を有するかどうかという点も大きな課題でございます。体育館建物の断熱性につきましては、冷房設置後の省電力化・電気料金の削減の観点から重要であるとともに、国の補助事業として普通教室・特別教室のエアコンの導入時に活用した学校施設環境改善交付金においては、体育館建物が断熱性能を有することが補助要件の一つとされており、体育館が断熱性能に欠ける場合、冷房の設置と併せて断熱改善も必要となり

ます。冷房設置に加えて、断熱改修となりますと、相当大がかりな工事となりますので、今後、学校施設全体の長寿命化を計画的に進めていく中で、国の支援施策の活用、財源確保を含め、設置について研究を進めてまいりたいと考えております。」以下省略。

猛暑・酷暑が続く中で、上記答弁において、その後、国の見解にも変更が見られたとお聞きしますが、その変更内容と変更内容に伴う現在の町としての研究状況等の取組について、説明をお願いします。

以上の質問について答弁をお願いします。

**保健センター所長（川島君）** 私からは、1. 熱中症対策についてのうち、イ. 住民への対策についてのご質問に順次お答えいたします。

近年は、気候変動の影響により平均気温が上昇し、夏期における暑さは年々厳しくなっております。本年も暑い日が続き、日本の6月から8月の平均気温は、平年と比べて2.36度高く、気象庁が明治31年に統計を取り始めてから最高となり、また、8月5日には群馬県伊勢崎市で最高気温41.8度を観測し、国内における観測史上1位の最高気温を記録いたしました。

熱中症は、暑い環境にいることで体温が上昇し、重要な臓器が高温にさらされることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調節機能が働かなくなることから起きる障がい総称であり、死に至るおそれもある危険な症状でもあります。

厚生労働省の人口動態統計によりますと、令和6年中の熱中症による死亡者数は2,033人でありました。近年では全国でほぼ毎年1千人を超える方が熱中症で亡くなっており、8割以上の方は、65歳以上の高齢者でありました。

熱中症は適切な予防法を知り、対策を実践することで発症を防ぐことができます。また、暑い環境にいるときや、その後に体調が悪くなった場合には、熱中症を発症している可能性があります。速やかに適切な応急処置をすることで、症状を軽減することが可能となります。

ご質問の熱中症と思われる症状についてではありますが、軽度の熱中症の場合は、大量の発汗、めまい、立ちくらみ、筋肉痛や筋肉のこむら返りといった症状を発症いたします。その後、症状が進みますと、頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、判断力や集中力の低下などを引き起こす症状に変化します。

また、熱中症によって体温が高くなると脳がダメージを受け、後遺症が残ることもあります。軽い後遺症の場合は、倦怠感やめまいなどが数週間から半年程度続くことがありますが、重い後遺症としては、記憶や思考、注意などの認知機能が低下する高次脳機能障がいや嚥下障がい、失語症など日常生活に大きな影響を及ぼす場合もあります。

続きまして、緊急搬送を要請する目安についてのご質問ではありますが、総務省消防庁の資料によりますと、全国では毎年数万人の方が熱中症により救急搬送をされており、令和6年に救

急搬送された方は、過去最高となる9万7,579人でありました。

熱中症は、対応が遅れると死に至る危険を伴うものであるため、必要な場合はためらわず、救急搬送を要請することが重要となります。その目安としては、重度の熱中症を発症し、意識障がいを起こしていたり、意識を失い昏睡状態で会話ができなかつたり、呼びかけても反応がない、また、自力で水を飲むことができないといった症状が生じている場合はとても危険ですので、直ちに救急搬送を要請する必要があります。

このような危険な状態にならないために、今年6月、改正労働安全衛生規則の施行により、職場においては熱中症のおそれがある者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するための体制整備・手順作成・関係者への周知が事業者には義務づけられました。

また、職場以外にも家庭等での対応として、暑さを避け、体を冷やすために屋内では適切にエアコンなどを使用し、涼しい環境で過ごすことや、外出時には、直接日光を遮る日傘の使用や帽子を着用することで体温の上昇を抑える効果が期待できます。また、定期的に水分や塩分を補給することや、屋外で作業するときは小まめに休憩を取ることも重要とされています。

特に熱中症になりやすく注意が必要な人としては、体内の水分量が少なく、暑さに対する感覚機能や体温の調節機能が低下している高齢者や、体温の調節能力が十分に発達していない乳幼児などの子どものほか、障がいのある方や持病のある方などと言われており、周囲からの熱中症予防の呼びかけや見守りなどの配慮が必要であります。

次に、現在取り組んでいる施策についてのご質問ですが、まず、熱中症に対する注意喚起として、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される場合に、気象庁と環境省が共同で発表する熱中症警戒アラートが県内に発表された際は、千曲坂城消防本部と保健センターの連名で、坂城町「すぐメール」の配信を行うほか、町ホームページに熱中症の症状などについて掲載をし、熱中症に対する注意喚起を行っております。

また、熱中症になりやすい方への対策としましては、4か月児から3歳児を対象に行っている乳幼児健診や健康相談の際、保護者に対し子どもが熱中症にならないための日常生活の過ごし方について、保健師や栄養士により指導を行っているほか、持病のある方に対しては、健康診査の結果に基づいて行う保健指導や、様々な学習会・教室の開講に合わせ、食事を含めた水分補給や休憩の取り方など、ふだんの生活に基づいた熱中症予防の指導をしております。

このほかにも、見守りや支援を要する高齢者や障がいのある方に対しては、直接関わりのあるケアマネジャーやホームヘルパーだけでなく、地域で活動する民生児童委員さんにも訪問の際に声かけを行っていただいているところであります。

さらに、町では夏期の家庭消費電力を抑えながら、身近な涼しい環境において快適に過ごしていただく取組として、毎年、町立図書館や文化センターなど、町内9か所の公共施設をクー

ルシェアスポットとして開放しており、暑さを避ける涼みどころとしてご利用いただいているところでもあります。

今後も、夏期における厳しい暑さは続く予想されるところでありますので、町民の熱中症による健康被害を防止するため、引き続き注意喚起を行うとともに、熱中症に関する情報提供に努めてまいりたいと考えております。

**教育文化課長（細田さん）** 1. 熱中症対策について、ロ. 学校（小・中学校）での対策についてお答えいたします。

初めに、本年6月から8月における町内小中学校の熱中症の状況と主な要因についてであります。小学校において、6月にグラウンドで運動中、吐き気・倦怠感といった熱中症と思われる症状を訴えた児童が1名報告されております。

この児童については、保健室で休養し回復したところであり、そのほかの事例報告はなく、日頃の教職員の適切な対応により熱中症を防いでいるところでもあります。

続いて、本年度から新たに取り組んでいる対策につきましては、例年5月頃、文部科学省から熱中症事故の防止について通知がされておりますが、本年におきましても「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」として、熱中症事故を防止するための環境整備や活動実施に関する判断等について詳しく記載された通知が発出され、当町におきましても各小中学校への通知の配布と併せ、毎月行っている町教育委員会と各校の校長、教頭との打合せ会である校長会・教頭会において注意喚起と予防対策の依頼を行ったところでもあります。

各学校の対策といたしましては、昨年度から大きく変わった点はございませんが、これまでも体育館では大型扇風機を使用するほか、教室では窓を開けたり、室温が28度を超える場合は冷房を使用するなど校内環境に注意し、適切な水分補給の時間を設け児童の体調にも気を配っているところでもあります。

また、全ての小中学校において、暑さ指数を計測する機器を設置し、その指数により授業や活動内容を調整しております。具体的には、暑さ指数が31以上となった場合は、屋外運動や体育館での活動を中止し、休み時間の外遊びも制限する対応を取っております。

そのほか、村上小学校では保健室前に暑さ指数に応じた警戒レベルを掲示し、児童や職員が一目で状況を把握できるようになっており、坂城小学校では、今年度から携帯型の暑さ指数計測器を導入し、体育授業時に担任が現場で計測して判断するなど、各校工夫する中で、それぞれきめ細やかな予防措置を行っております。

続いて、学校体育館への冷暖房設備についてであります。町内小中学校4校の体育館はいずれも冷暖房装置は未設置であり、体育館使用時は、夏場はスポットクーラーや大型扇風機、冬場はジェットヒーター等で対応しております。

学校体育館は、学校活動に加え、社会開放により地域住民のスポーツ・集会等にも利用され

る場であり、また、災害時の中核避難所として指定されていることから、熱中症予防の観点からの冷房設置は望ましいと認識しているところではあります。設置にあたっては多額の初期費用や電気料金といった継続的な費用負担が見込まれます。

全国の学校体育館への冷房設備の設置は、国の調査によると令和6年9月1日時点で18.9%、長野県では4.6%と全国平均よりも低い状況であり、費用面等から各自治体において整備が進まない状況であることから、国において令和6年度補正予算で避難所に指定されている学校体育館についてであります。新たに空調設備整備臨時特例交付金を創設したところでもあります。

今までの国の補助事業においては、体育館への空調設置について、当該建物に断熱性が確保されていることが要件とされ、断熱工事も補助対象となるものの、同年度での断熱工事が必須とされておりましたが、新たな交付金においては、柔軟に交付金を活用できるよう、断熱改修は空調設置より後年度に実施しても補助対象となる仕組みとされたほか、今までより有利な起債の借入れができることから、単年度での費用負担が緩和されたところでもあります。

体育館の冷暖房設備設置につきましては、断熱工事と併せた空調設備工事にかかるイニシャルコストと空調設備設置後のランニングコストも含めた経済性に配慮しながら、小中学校全体の長寿命化計画と併せ、計画的な設置について検討を進めてまいりたいと考えております。

**5番（宮入君）** ただいまは、各項目につきまして丁寧な答弁をいただきました。熱中症対策の結びとして、改めて千曲坂城消防本部からの注意喚起をお伝えしたいと思っております。

熱中症については、どのようなときに、どのような人が熱中症になりやすいか、熱中症予防のために何をすればよいか、熱中症になってしまったら何をすればよいかなどの知識を常に持ち、熱中症にならないための工夫をすることが、熱中症予防や仮に発症した場合の発症時の症状の軽減につながります。

今年も連日のように熱中症アラートが環境省より発表されましたが、熱中症アラートは、外気の気温、湿度、照り返しなどの輻射熱などによる暑さから導き出される数値であり、アラート発令中は、屋外での運動は原則的に中止することなどが求められております。皆様におかれましても、猛暑・酷暑に対する気構えを十分にいただき、ご自身やご家族、地域の皆様にも熱中症対策をしっかり心がけていただきたいとのことであります。

8月19日に、気象庁は長野県内を含む関東甲信越地方の9月から11月までの3か月予報を発表しました。全国的に暖かい空気に覆われやすく、気温は高いところで30度を優に超える日も多くあるとのことであります。特に9月以降は、稲刈り、脱穀等、農作業等が多忙な時期を迎えますが、体調管理には留意することを願って次の質問に移ります。

## 2. DX推進について

昨年、令和6年4月1日付をもってDX推進室が新設されました。長い坂城町の歴史におい

て、初めて部署名にアルファベットが用いられたかと思います。そのことから、町民に対し広く仕事内容と状況を理解していただく上で今回の質問を行います。

参考になるかどうかわかりませんが、一般的に企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の概要としては、1、定義はデジタル技術を駆使して、企業がビジネス環境の変化に対応し、新たな価値を創造すること。2、目的は、競争力を高め、成長を実現すること。3、範囲は業務プロセス、製品、サービス、ビジネスモデル、組織、企業文化など企業全体に及ぶ。4、背景は、変化の激しいビジネス環境、技術の進化、顧客ニーズの多様化にあるとされております。

また、DXの推進が強く求められる理由としては、1、2025年の壁、既存システムの老朽化やブラックボックス化による経済損失を回避するため。2、競争優位性の確立、デジタル技術を活用して新たなビジネスチャンスを創出し、競合他社との差別化を図る。3、顧客体験の向上、顧客ニーズの変化に対応し、よりよい顧客体験を提供するためとされております。

以上のことから、民間と行政との取り組みの違いはあるかと思いますが、町としてのDXについてお聞きします。

イ. これまでの事業について

- 1、DX推進室設置の経緯は。
- 2、これまでの主な取組内容は。

ロ. 現在の事業について

- 1、現在（今年度）取り組んでいる内容は。

ハ. 今後の事業計画について

- 1、中長期計画は作成されているか。
- 2、今後取り組むべき事業の内容は。

以上の質問について答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま、宮入議員さんからDX推進についてのご質問をいただきました。イ、ロ、ハのご質問いただきましたけれども、順次お答え申し上げます。

今、宮入議員さんから企業サイドから見たDXの目的ということでお話がありましたけれども、行政で行うものについても基本的に同じですけれども、一言で言えば、坂城町におけるwell beingの実現をさらに向上させるということでもあります。

それでは、今までの経緯も含めましてお答え申し上げます。まず初めに、行政事務のデジタル化などにつきましては、基幹業務のシステム化やLGWAN、これはLocal Government Wide Area Networkということでもありますけれども、といった専用回線の開設など、以前より庁内業務における取組を進めてまいりましたが、特に近年は、様々なサービスでDX（デジタルトランスフォーメーション）が推し進められるようになって

まいりました。

その背景としましては、令和元年以降、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な行動が制限され、従来の生活様式が見直されたということで、ウェブ会議ですとかテレワークなどICTの活用の機会が急増し、日常生活や社会経済活動におけるデジタル技術のニーズが急速に高まるとともに、国におきましてもデジタル庁が創設され、社会全体におけるDXの推進と浸透を図る大きな契機となったところであります。

国におきましては、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選択でき、多様な幸せを実現できる社会として、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会の実現」というビジョンを掲げております。

人口減少や少子高齢化、東京圏への一極集中、産業空洞化など、地方が直面する様々な課題に対して、地域の個性を活かしつつ、デジタル技術による活性化と課題解決を加速させることが重要であり、町におきましても、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上と業務の効率化による、行政サービスのさらなる向上が求められております。

ご質問のDX推進室の設置の経緯でありますけれども、国を挙げてDXを推進する中で、町においても各分野のデジタル化を推進する必要があることから、令和3年度から12年度までの第6次長期総合計画において、共通テーマとして「デジタル変革への取組」を掲げ、この取組を確実に推進するため、令和6年4月、企画政策課内にDX推進室を設置し、町政各分野でのデジタル技術を活用した施策を進めているところであります。これによって、見える化を進めたいということでもあります。

続きまして、今までの主な取組内容であります。国ではデジタル社会の実現に向けデジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタル技術の活用によって、地方の社会課題の解決を実現し、地域の活性化を加速・深化させるため、令和4年度に地方公共団体の意欲的な取組を支援する、デジタル田園都市国家構想交付金が設けられました。

当町におきましても、昨年度、この交付金のうち事業の立ち上げ経費を支援するデジタル実装タイプに三つの事業が採択され、事業を進めてきたところであります。

まず一つは、書かない窓口導入事業として、役場窓口での手続において、マイナンバーカードなどの本人確認書類を窓口に設置する機器で読み取ることで、個人情報申請書に自動で印字されるシステムを導入いたしました。

来庁者の負担軽減とともに、カメラによる顔認証が同時に行われ、第三者のなりすましを防止できることから、職員の業務の負担軽減にもつながっているところであります。

二つ目は、公共施設予約システム導入事業で、利用者が直接施設の窓口、または電話により予約していた町の公共施設の利用について、希望する日時の空き状況や予約をウェブ上で行うことを可能としました。

これまでに多くの皆様にシステムをご利用いただいております。インターネット環境があればいつでも予約ができることから、大変ご好評をいただいております。また、このシステムにより、予約管理を紙の台帳からシステム上で行うことができるようになり、業務の効率化とペーパーレスにも寄与しているところであります。

三つ目としまして、観光・文化デジタル化事業であります。この事業は、町内の観光や文化財施設に加え、飲食店などの情報を一体的にデジタル化し、来町される方の目的に応じて検索していただくと、該当する案内が表示されるもので、GPS機能も搭載しており、マップ上で位置情報が表示されますので、町内を周遊していただく際などの利便性の向上につながるものであります。

さらに、町内トレッキングクラブの皆さんが、各コースの特徴やそこに群生する植物、碑文などの史跡等を詳細にまとめたトレッキングマップもデジタル化し、スマートフォンなどで手軽にご覧いただきながら、初心者の方でも安心してトレッキングを楽しんでいただける紙とデジタルを融合させた特徴的な事例であると考えております。

このデジタルマップを町ホームページで常時ご案内しており、また、飲食店などにもチラシを配布することで、さらに多くの方にご利用いただけるよう周知を図り、観光・文化の振興や、にぎわいの創出につなげてまいりたいと考えております。

続いて、口の現在の事業についてのご質問であります。今年度、政府はこれまでの地方創生施策を見直し、従来のデジタル田園都市国家構想交付金を発展させた新しい地域経済・生活環境創生交付金を創設いたしました。

この交付金は、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組に関しても、引き続き支援することとされ、デジタル実装型として地域連携の推進など、地方の取組を強力に後押ししていくこととしております。

町におきましても、国の交付金を引き続き活用しながら、今年度も新たな分野におけるDX推進と既存事業のブラッシュアップを進めてまいりたいと考えております。

今年度、進めている主な事業の一つといたしましては、町が提供する様々な行政サービスや情報を一つにまとめて利用できるスマートフォン用アプリの運用に向けた自治体統合アプリ構築事業であります。

これまで町から町民の皆様への情報提供につきましては、町ホームページ、「広報さかき」、防災行政無線など様々な媒体を通じて行ってまいりましたが、情報量が多く、探しにくいといった声もありました。

こうした課題に対しまして、このアプリの構築により、それぞれのニーズに応じた情報の提供など、ご利用いただく皆様一人一人に寄り添った情報を提供し、生活の質の向上と利便性の向上につなげてまいりたいと考えており、来年3月中の運用開始を目指して構築作業を進めて

おります。

もう一つは、昨年度導入いたしました公共施設予約システムと連動するスマートロックシステム導入事業であります。このシステムは、施設の予約時に発行される暗証番号を利用施設に設置された電子キーに入力することで施設ドアの開閉を可能にするもので、これまでのように窓口での鍵の受渡しが必要になることから、利用される皆様の利便性の向上につながるものと考えております。

このシステムにつきましては、各小中学校の体育館と、文化センター体育館やグラウンド、びんぐしの里公園のテニスコートなど町内10か所以上への導入を予定しており、来年1月中の運用開始に向けて現在準備を進めているところであります。

次に、ハの今後の事業計画についてお答えします。

まず、中長期計画は作成されているのかというご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、計画期間が令和3年度から12年度までの第6次長期総合計画において、計画の全てに共通するテーマとしてデジタル変革への取組を掲げております。

この計画に基づき、各課等において様々な課題解決に向けて、デジタル技術を取り入れた事業化の検討を行っており、実際に開始している事業も数多くございますので、改めてDX推進に向けた個別の計画の策定は、予定しておりません。

最後に、今後取り組むべき事業はとのご質問であります。町では、子育てや福祉、保健、図書館機能などを一体的に備えた新複合施設について、来年度からの着工を予定しているところであります。

この施設は、あらゆる世代の皆さんが集い、快適にご利用いただける町の新たなシンボルとして、長年にわたり町民の皆様にご利用いただく施設とするため、新複合施設から役場の窓口への遠隔手続や、相談業務を行えるようにするなど、デジタル技術やサービスを活用した窓口のDX化等についても検討しているところであります。

また、今後におきましても、新たに組織したDX推進室を中心として、これまで実施されているデジタル化事業の事業効果を検証し、総合的な評価と定期的な見直しを行い、新たな分野への取組につきまして、さらに推進してまいりたいと考えております。

**5番（宮入君）** 2点ほど再質問をお願いしたいと思います。

- 1、DXの推進と現在取り組んでいるSDGsとの関連性について。
- 2、今後、事業を推進する上での課題は。

特に、2につきましては、少し古くなりますが、2月3日の信濃毎日新聞に、DX人材確保し、市町村への派遣との見出しで、政府は、デジタル技術で自治体の組織や業務を改革するDX推進に向け、国と都道府県が連携して人材を確保し、市町村と共有する制度づくりに乗り出す。

デジタル人材の奪い合いは近年加速し、市町村単独での採用は困難との声が多い。企業の協力も得て、全国で500人を目標に確保し、市町村に継続的に派遣できるようにする、との記事がありました。町としての考え方についてお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いします。

**企画政策課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。

初めに、DXとSDGsの関連についてのご質問ですが、DXは、デジタル技術やデータの活用により社会課題の解決を図るもので、持続可能な社会の実現を目指すSDGsとも深く結びついております。

政府は、SDGs実現に向けて定めているSDGsアクションプランにおいて、成長と分配を共に高める人への投資や科学技術・イノベーションへの投資などとともに、DXへの投資を柱とする新しい資本主義の下、民間の力を活用した社会課題解決に向けた取組を推進することとしております。

このような国の施策を受け、町においても、これまでDX施策を推進することでSDGs達成に向けた取組を進めてまいりました。

一例を申し上げますと、あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現に向け、デジタルデバイド対策として、町内各地域の公共施設でスマホ教室を開催し、高齢者や障がい者を含む誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー社会の実現を目指して、デジタル格差の解消に努めております。

このほかにも、各分野でのデジタル変革を通じて、SDGs達成に向けて取り組んでおり、引き続きSDGs達成を意識しながら、DXを推進してまいりたいと考えております。

次に、DXを推進する上での課題についてでありますけれど、デジタル技術は日々進化し、生成AIなど新たな技術も出てくる中、限られた職員体制では対応に限界があることから、専門的な知識や経験がある人材の確保が課題であると考えております。

こうした課題は、当町に限らず、小規模な町村に共通する課題で、国や県においては専門員派遣など様々な支援事業が行われているところでございます。

当町におきましても、人材の不足を補うため、昨年度、国の支援事業を活用し、専門のコンサルティング会社による支援を受け、地域課題の整理や課題解決に向けたソリューションの検討や、マイルストーンの策定などを行ったところでございます。

また、DX推進に向け、長野・上田の両広域連携や、長野県先端技術活用推進協議会などにおいて情報の共有や、先端技術の導入に向けた検討を共同で進めているところでございます。

今後におきましても、国・県の様々な支援事業を活用するとともに、各広域連携による情報共有や意見交換などを重ね、必要に応じて民間活力を活用するなど、当町におけるDXを推進してまいりたいと考えております。

**5番（宮入君）** ただいまは、各項目・再質問について、町長、担当課長より丁寧な答弁をいただきました。

結びとしまして、また先ほどと重複しますが、一般的に企業におけるDXを成功させるポイントとして、1、明確な戦略。目的を明確にし、具体的な戦略を立てること。2、トップのコミットメント。経営層のリーダーシップとコミットメントが不可欠。3、組織文化の変革。従業員の意識改革、新しい働き方への適応を促すこと。4、人材育成。先ほど国・県からの派遣についても述べましたが、町としてもデジタル技術に精通した人材の育成。5、継続的な改善。DXは一度切りの取組ではなく、継続的な改善が必要とされております。などが挙げられます。

先ほども、民間と行政との違いはあると申し上げましたが、反面、共通した取組も考えられます。

以上、町民に業務内容における理解をさらに深めていただく上でも、特に新設された部署については、広報等を活用した継続的な活動状況の説明をお願いして、私の一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は午前9時から会議を開きます。一般質問及び一般会計決算案総括質疑、各特別会計決算案及び事業会計決算案総括質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前10時32分）